

連結貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

- 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。なお、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても同じ方法により行っております。

在外連結子会社の保有する有価証券については、主として個別法による原価法を適用しております。

- 当行の動産不動産は、それぞれ次のとおり償却しております。

建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。

国内連結子会社の動産不動産については、主として定率法（税法基準）により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。また、在外連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成14年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。

- 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は978,443百万円であります。

なお、「貸倒引当金」は、前連結会計年度までは負債の部に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は950,499百万円、負債の部は950,499百万円それぞれ減少しております。

- 当行及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。

なお、当行は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。

- 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

10. 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
11. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
12. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
金融先物取引責任準備金 8百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。
なお、国内証券連結子会社において計上しておりました証券取引責任準備金は同社の清算に伴い取り崩しております。
13. 動産不動産の減価償却累計額 3,61,980百万円
リース資産の減価償却累計額 1,324,826百万円
14. 貸出金のうち、破綻先債権額は87,296百万円、延滞債権額は1,661,933百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第97条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は79,208百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は374,880百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,203,318百万円であります。
なお、14. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
- | | |
|--------|--------------|
| 買入金銭債権 | 10,615百万円 |
| 有価証券 | 803,881百万円 |
| 貸出金 | 1,532,634百万円 |
| 動産不動産 | 471百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|--------------|--------------|
| 預金 | 168,240百万円 |
| コールマナー及び売渡手形 | 1,495,300百万円 |
| 特定取引負債 | 5,473百万円 |
| 借入金 | 24,354百万円 |
| 支払承諾 | 36,303百万円 |
- 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金52,799百万円、有価証券799,307百万円、その他資産(保管有価証券等)26,115百万円を差し入れております。
なお、動産不動産のうち保証金権利金は72,244百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7,301百万円、債券借入取引担保金は170,826百万円であります。
非連結の子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れている資産はありません。
19. 「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)が平成12年3月30日に可決・成立したことから、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当連結会計年度より前連結会計年度の41.98%から39.83%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は34,218百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は5,980百万円減少し、「再評価差額金」の金額は同額増加しております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地については再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするとともに、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行って算出
- また、国内銀行連結子会社は、平成11年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より56,692百万円下回っております。
21. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 684,151百万円が含まれております。
22. 社債には、劣後特約付社債 1,167,255百万円が含まれております。
23. 1株当たり純資産額 415円77銭